

女性跡継ぎのイエ継承意識－山形県浅美町（仮称）の事例から

農村生活総合センター 高橋由紀

跡継ぎに関する研究や、イエ継承に関する研究において、これまで特にその性別は問われることなく、暗黙のうちに跡継ぎは男性だとみなされてきたのではないだろうか。しかし、農村の慣習においては、女性の跡継ぎも少数派ながら存在し続けてきたことが報告されている。また、第2次大戦後の法改正によって、財産相続における女性の権利が認められるようになり、近年の都市家族では、生涯に1人しか子どもがもてないとしたら女児を望み、男子よりも女子に老後の面倒をみてもらいたいと考える親が増加する傾向にあるという。

跡継ぎは男女のどちらであってもかまわない状況となつたはずの今日においてなお、農地拡散を防止することを大事とした農村では、跡継ぎは男性（長男）がふさわしいという根強い社会意識が残存している。

本研究の第一の目的は、従来跡継ぎとみなされにくかった女性を分析の俎上にのせることにある。そのため、従来の研究で用いられてきた跡継ぎ概念によって女性を分析するのではなく、ライフヒストリーの聞き書きという手法によって得られた「女性跡継ぎによる語り」を分析の対象とする。すなわち、個々の女性達はどのように自らを跡継ぎだと自認しているのか、またいかにして自らを跡継ぎとみなすようになったのかという意識形成過程など、個人の意識レベルにおける跡継ぎ観を細かく分析する。

事例地である浅美町（仮称）は、現在でも三世代同居家族の割合が全国でも最も高い山形県の一中山間地域である。果樹栽培のさかんな所であるが、近年離農傾向が著しく、農業者の高齢化も進展が激しい。このような経済、社会状況の変化の中であっても、イエ継承意識は浅美町の跡継ぎ達によって保たれ続けている。

浅美町の女性跡継ぎは、家業を継いだり親の面倒を見るなど、実質的に跡継ぎとしての役割を果たし、またも、周囲もイエの跡継ぎとみなしている。それにもかかわらず、法的・形式上の跡継ぎとしての地位は夫である男性に委ねている。このような女性の役割と地位の不一致には、社会における男女の関係性の不均衡が表れている。しかし、当人達はその位置づけに不満を表明することはほとんどない。それは、イエ継承意識の規範性の強さゆえであり、また性別役割分業意識とイエ継承意識が結合しているためではないかと考えられる。

女性の観点からイエ継承意識を分析することにより、現在の農村女性がかかえているジェンダー問題を明らかにすることが、本研究の最終的目標である。